

令和9年度

スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者の選考について

静岡県教育委員会

下記のとおり、令和9年度スクールカウンセラー及びスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）の選考を行います。

記

1 任用条件

(1) スクールカウンセラー

次のア～エのいずれかに該当する者から、静岡県教育委員会が選考し、スクールカウンセラーとして認めた者とします。

ア 公認心理師

イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

ウ 精神科医

エ 児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者

次のア～ウのいずれかに該当する者から、静岡県教育委員会が選考し、スクールカウンセラーに準ずる者として認めた者とします。

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

イ 大学又は短期大学を卒業した者で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

ウ 医師で、心理臨床業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

2 任用予定人数

再度の任用者を含め145人程度

3 応募資格

静岡県公立学校スクールカウンセラー等としての役割を理解し、その職務を遂行する熱意のある者で、次に掲げる(1)から(4)の要件をすべて満たす者

(1) 1 (1) または (2) の任用条件に当てはまる者

(2) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条等に規定する以下の欠格条項に該当しない者

- ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 静岡県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者（心神耗弱を原因とするもの以外）
 - (4) こども性暴力防止法（令和8年12月25日施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）第2条第8項に該当しない者。（特定性犯罪事実該当者でないこと）
- ※こども性暴力防止法に基づき、特定性犯罪前科がないことを求めることとします。このため、あらかじめ、採用選考過程において、電子申請等により、特定性犯罪前科の有無を確認します。

4 事業内容

(1) スクールカウンセラー等活用事業の目的

小・中学校、義務教育学校（以下「小・中学校」という。）における不登校や問題行動等に対応するため、児童生徒対象の心理臨床業務等に関して豊かな知識・経験を有するスクールカウンセラー等を小・中学校に配置し、教育相談体制の整備を図ります。

(2) スクールカウンセラー等の勤務内容

ア 勤務校

主な勤務内容として、次のことが挙げられます。

(ア) 教職員の研修における指導及び助言

(イ) 児童生徒へのカウンセリング（家庭訪問等のアウトリーチ型カウンセリングを含む）

(ウ) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言及び援助

(エ) 児童生徒のカウンセリング等に関する情報の収集及び提供

(オ) 教職員が実施する心理に関する授業における指導及び助言等

(カ) 教職員が実施する授業に対する心理に関する側面からの助言

(キ) 市町教育委員会が要請するスクールカウンセラー等の情報交換及び関係機関との連携を目的とした協議会への参加

(ク) その他教育事務所長、市町教育委員会及び配置校の校長が要請する児童生徒のカウンセリング等に関する業務

(ケ) その他当該事業を実施する学校並びに県立の高等学校及び特別支援学校で重篤な事故・事件が発生し、学校を支援する必要性が生じた場合や、義務教育課長が特に必要と認める場合の緊急対応

イ 勤務校を離れた研修会等

県教育委員会が主催する研修会等として、次の4つがあります。対象者には、必ず参加していただきます。

(ア) 連絡協議会（年間1回：全員対象）

- (イ) 研修会（年間 1 回：全員対象）
- (ウ) スキルアップ研修会（年間 2 回：1、2 年目及び希望者対象）
- (エ) 面談（対象となるスクールカウンセラー等のみ）

5 勤務場所

静岡県内（政令指定都市を除く。）の公立小・中学校

＊原則として、1つの中学校区に同じスクールカウンセラー等を配置します。

6 勤務時間

スクールカウンセラー等の年間勤務時間数は、各小・中学校の年間配置時間数及び電子申請による選考申込の「週の勤務可能日数」等を参考にし、令和 9 年 4 月当初に決定します。

＊各小・中学校の年間配置時間数は、国及び県の令和 9 年度予算及び学校規模（在籍児童生徒数）に応じて決定します。

7 休暇

「公立の小学校及び中学校等における会計年度任用職員任用等取扱要綱」「会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」に基づき、勤務日数及び勤務時間に応じて付与します。

8 報酬及び旅費

- (1) 報酬額については、静岡県教育委員会告示により定めます。（令和 8 年度は、スクールカウンセラーは時給 5,000 円、スクールカウンセラーに準ずる者は時給 3,000 円）
- (2) 旅費については、自宅を起点とした実費相当額を支給します。

9 サービスの扱い

地方公務員法第 30 条から第 37 条までの定めによります。

10 懲戒処分

地方公務員法上の服務に関する規定に違反した場合、同法第 29 条の規定により懲戒処分の対象となることがあります。

11 社会保険の加入

勤務時間によっては加入します。

12 災害補償

労働者災害補償保険法の定めによります。

13 申込手続き及び提出物

(1) 電子申請について（必須）

専用フォームに入力し、送信してください。

専用フォームURL <https://forms.gle/gSM8bCWgFYt67S8z6>



二次元コード

(2) 提出するもの（必須）

ア 履歴書（A4サイズ1枚）

ホームページ内の指定用紙をダウンロード又は印刷し、記入してください。

イ 選考結果返信用の封筒

長形3号封筒に110円切手を貼り、表に申請者の住所、氏名を記載してください。

(3) 提出方法及び提出先

上記(2)ア及びイを封筒に入れ、郵送又は直接来庁により提出してください。

(郵送の場合)

特定記録郵便等による方法が確実です。郵便事故等により届かない場合で、郵便物を差し出した記録が確認できない場合は、受け付けることができません。

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

静岡県教育委員会義務教育課指導班 SC等活用事業担当 宛

※「SC等選考履歴書」と朱書きください。

(直接来庁する場合)

静岡県庁西館7階義務教育課

※受付時間は、平日午前9時から午後4時までとします。

(4) 受付期間

令和8年10月5日（月）～10月30日（金）

・電子申請については、令和8年10月30日（金）までに申請があったものを有効とします。

・提出物については、令和8年10月30日（金）の消印のあるものまで有効とします。

※どちらについても、受付期間以降は受け付けませんので、ご注意ください。

14 選考面接の日程 ※時間等の詳細については、後日個人宛に郵送します。

(1) 新規申込者の選考面接

・令和9年1月9日（土）静岡県庁

(2) 再度の任用を希望する継続者の選考

・翌年度も引き続き同一所属で同一の職が設置された場合にあっては、人事評価結果に基づいて、再度任用の選考を行います。（翌年度の任用を保障するものではありません。）

15 選考結果等

- (1) 選考結果については、令和9年3月1日（月）までに郵送で通知します。
- (2) 選考結果は次のア～ウのいずれかです。
 - ア 令和9年度スクールカウンセラー等として任用する。
 - イ 令和9年度名簿登録者（欠員等が生じた場合の任用候補者）とする。
 - ウ 名簿登録の対象外とする。
- (3) (2)アの任用者については、健康診断書（写しも可）を提出していただきます。（詳細については、選考結果通知の際に連絡します。）なお、健康診断の結果、スクールカウンセラー等として勤務する上で問題が判明した場合は、任用を取り消します。
なお、健康診断書は、令和8年度の結果（胸部X線検査を含む）とします。
- (4) (2)イの登録期間は1年です。年度途中で欠員等が生じた場合は、名簿登録者に対し、静岡市よりも東の市町へ勤務する方へは静東教育事務所から、静岡市よりも西の市町へ勤務する方へは静西教育事務所から連絡します。

16 その他

- ・任用者については、年度中途に自己評価書等を郵送等にて提出を求めることがあります。
- ・電子申請や提出物に不足等があった場合、担当より連絡を行うことがあります。
- ・選考申込み等に関するお問い合わせは、下の連絡先にお願いします。
静岡県教育委員会義務教育課 【電話】054-221-3106